

辛子明太子, たらこの着色料

平成13年4月～平成15年11月までに福岡市で収去した辛子明太子及びたらこの着色料(タール色素)の使用状況をまとめました。



図に約260件の検体のうちタール色素の表示があった検体の割合と検査によるタール色素の検出率を示します。

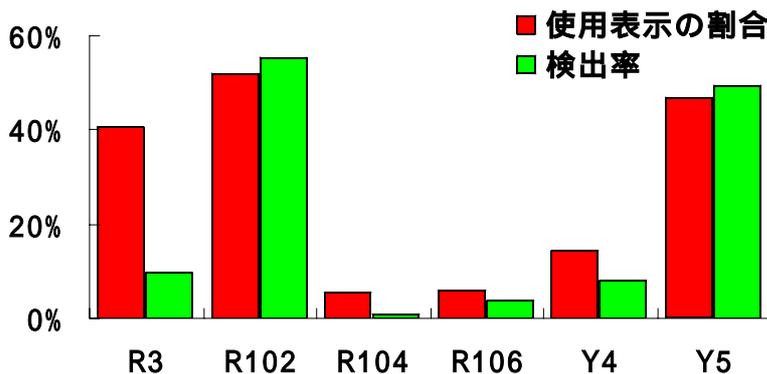


図 タール色素の使用表示の割合と検出率

製品に使用表示のあったタール色素は赤色3号(R3), 赤色102号(R102), 赤色104号(R104), 赤色106号(R106), 黄色4号(Y4)及び黄色5号(Y5)でした。辛子明太子やたらこにはこの6種類のタール色素を組み合わせで使用しています。特に

R3, R102, Y5 は使われる頻度が高いようです。

当所での検査結果においては R3, R102, R104, R106, Y4 及び Y5 が検出されています。ただし, 表示されている検体の割合と実際の検出率との間には差が認められます。使用頻度の高い R3, R102, Y5 のうち R102, Y5 については表示があるもののうち9割以上が検出されました(この図で検出率が使用表示の割合より高いのは表示違反のものが含まれていることを意味します)。しかし, R3 については使用表示の割合に対する検出率が極端に低くなっています。

市内大手メーカーのタール色素配合量の例を表に示します。R3 の配合量は他の色素と比較して低いので検出率が低くなることが予想されます。このことは実際の検出率にも反映されています。

添加物においては, 表示がされていてもその濃度が極めて低い場合には検出されないこともあります。特に着色料については少量でもその効果が期待され, R3 のように食品への添加量が少ないものは検出率が低くなると考えられます。

表 たらこ1tに対するタール色素配合量

色素	g/1t
R3	9
R102	50
Y4	30